

浦 監 第 146 号
令和 3 年 7 月 9 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査
(令和2年4月1日～令和2年11月30日、令和2年12月31日又は令和3年1月31日)
2. 監査対象部課 生涯学習部：公民館、中央図書館
3. 監査結果公表年月日 令和3年5月27日
4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
	<p>(1) 自動ドア防護柵設置工事について、5館（中央・堀江・富岡・当代島・日の出）では、ほぼ同一の契約期間で、それぞれ見積り合わせにより随意契約で実施していた。今後は、このような案件については、取りまとめにより入札等で行われたい。(改善事項：公民館)</p>	<p>(1) 今後は、このような案件については、各館で事前に情報を共有し、該当する館において協議のうえ、取りまとめ契約を行うよう契約事務の改善を図りました。</p>
	<p>(2) 土地建物貸付収入について、休憩・飲食室内の販売コーナー及び自動販売機の貸付料を計上していた。このうち、販売コーナーについては、運営事業者が未定であったため、減額補正を行っていた。一方、自動販売機については、入札により実施したところ、当初の見込みを上回る収入があったが、増額補正を行っていなかった。本来であれば、増額分も併せて補正を行うべきであることから、今後は、適切に行われたい。(改善事項：中央図書館)</p>	<p>(2) 歳入予算の補正に際しては、複数人での確認を行いました。また、適切な処理について課内職員に周知を図りました。</p> <p>今後は、さらに周知徹底を図り、補正予算の積算についての適正な事務処理に努めていきます。</p>